

核兵器のない世界をめざす2つの署名にご協力下さい

・「核兵器禁止条約の署名・批准」と「非核三原則の法制化」を求める署名

・「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」

核兵器禁止条約は昨年7月、国連で122ヶ国の賛成で採択されて1年を迎えました。現在59ヶ国が署名、そのうち11ヶ国が批准しており、条約はあと39ヶ国以上の批准で発効します。核兵器禁止条約（「条約」）は、核兵器の開発、製造、実験、配備、使用とその威嚇など全面的に禁止するものです。条約が発効すれば、核兵器のない世界への道が切り開かれます。

ヒバクシャ国際署名で核禁止から廃絶の流れを進めよう

原爆被爆者、核実験被害者や各国のNGO、非同盟の非核保有国の政府等の力を結集し、核兵器禁止から核廃絶への世界の流れをさらに大きなうねりへと発展させましょう。国連に提出される「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」（「ヒバクシャ国際署名」）運動はこの国際的流れを押し進めます。

しかし、「戦争被爆国」日本の政府は、流れに逆行し、条約への署名・批准を拒否しています。米国の「核の傘」に依存し「核抑止力」を肯定し、核のない平和な世界を願うヒバクシャや国民の意志を踏みにじっています。

日本政府は、即刻、「条約」に署名・批准し

非核三原則を法制化し北東アジアの非核化を進めよ！

日本政府は国是としてきた核兵器を「もたず、作らず、持ち込まず」の非核三原則をあいまいし、有事の際の「核持ち込み」を米との密約で許してきました。

沖縄県議会は今年6月の定例会で「非核三原則の堅持と核兵器持ち込み疑惑の解明に関する要望書」を全会一致で可決し、政府に提出しました。要望書は、沖縄への核兵器の再配備を断固として拒否すること、「条約」に参加し署名・批准すること等を明記しています。

また北海道から沖縄まで全国各地で、「条約」の1日も早い発効を求め、日本政府に「条約」への署名・批准を求める取り組みが進められています。

私たちは日本政府に「条約」への署名・批准を求め、非核三原則を法制化させ、朝鮮半島を含む北東アジアの非核地帯化を進めるよう要請します。

核兵器のない平和な世界をめざす国の内外の運動と連帯し、日本政府の核兵器に依存する政策を転換させるために、上記の二つの署名へのご協力をお願いします。



責任団体：非核・平和のひろば “ノーモア・ヒバクシャ核廃絶を”

連絡先：稲岡宏蔵 〒581-0003 松原市一津屋 4-9-6 TEL072-336-7201